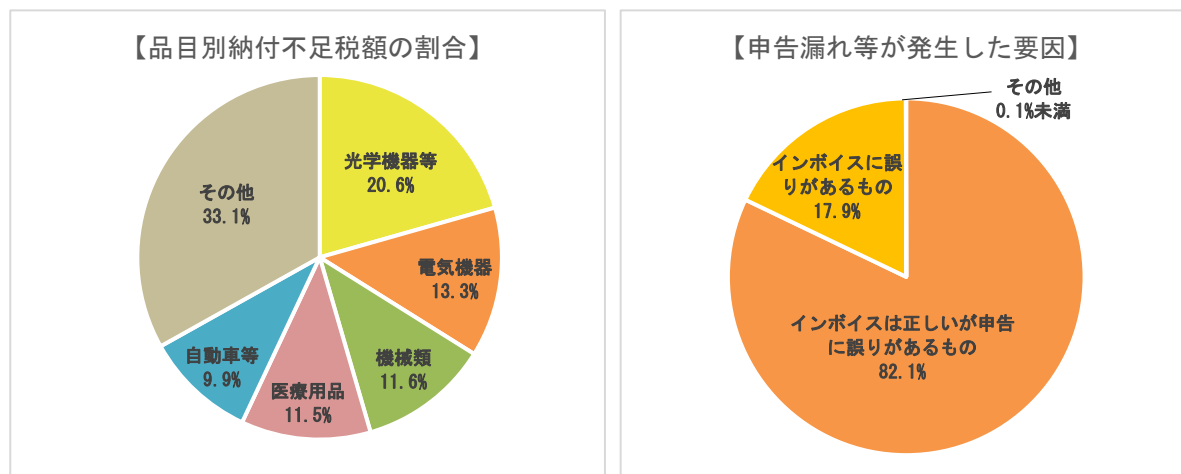


事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

納付税額の不足が多かった品目は、光学機器等、電気機器、機械類、医療用品、自動車等であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約67%を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因を見てみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約82%を占めています。



隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

インボイスに誤りがあるものとして、輸出者が作成するインボイスに記載した価格が誤っていた事例が多くありますが、中には事例1のように、輸入者が低い価格のインボイスに合わせた虚偽の発注書を作成し、当該インボイス及び発注書に基づき申告しているものや、事例2のように輸入者が輸出者と通謀し、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを作成させ、当該インボイスに基づき申告していた事例などがあり、このような「隠蔽・仮装」により納税申告を行った場合は、重加算税が課されます。



インボイス価格とは別に支払った貨物代金等の申告漏れ

インボイスは正しいが申告に誤りがあるものとして、インボイス価格とは別に輸入貨物の製造のために支払った金型代や、事例3のように、単価誤りに伴う差額貨物代金を追加で支払っている場合など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金等を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生しています。

